平成２２年（フ）第４２号
北海道北見市高栄東町３丁目11番22号
債務者　吉田スエ子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
北海道北見市高栄西町６丁目３番15号
債務者　橋本　みか
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
埼玉県三郷市早稲田５丁目19番地１　ＤＥＸ207
債務者　藤川　平八
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
埼玉県草加市新善町417番地１　日神パレステージ草加新田311号
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
埼玉県越谷市蒲生２丁目１番37号　光コーポ102
債務者　新井　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
埼玉県八潮市大字南川崎68番地
債務者　齋藤　　恵
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
千葉市中央区登戸１丁目９番14―803号
債務者　鳥井ゼナイダクルーズこと　ＴＯＲＩ　ＺＥＮＡＩＤＡ　ＣＲＵＺ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７１号
千葉市稲毛区山王町59番地の10
債務者　安田衣月子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８６号
千葉県市川市島尻５番16号　ドエル・サカザキ101号
債務者　樋口　　賢
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８７号
千葉市緑区刈田子町53番地
債務者　大野さゆり
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１５号
千葉市緑区誉田町２丁目25番地29エクセル誉田201号
債務者　加藤　祐二
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３１６号
千葉市緑区誉田町２丁目25番地29エクセル誉田201号
債務者　加藤由記子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７４号
千葉市美浜区幸町１丁目５番３棟1007号
債務者　伊藤　範夫
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４０８号
千葉県八千代市八千代台西６丁目２番地　１号棟602号
債務者　相澤　秀雄
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５号
千葉県袖ケ浦市打越226番地８
債務者　井川　廣海
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第４７号
千葉県木更津市祇園473番地19
債務者　長谷川將信
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第４８号
千葉県袖ケ浦市今井２丁目23番地１
債務者　深澤　ユリ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部